

印西市入札・契約制度の改善について

(令和5年4月)

本市では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、入札契約手続きの改善に努めておりますが、より一層の改善を図るため令和5年4月1日から下記のとおり実施することとします。

※運用にあっては、その適用条件など、詳細について、関係するそれぞれの要領等をご参照ください。

1. 最低制限価格の運用について

(1) すべての工事又は製造

以下のとおり、最低制限価格の算出方法中、一般管理費の額に乗じる率を改正します。

【現行】 100分の55 → 【改正】 100分の68

(2) 街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託

予定価格500万円以上の街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託については、すべて最低制限価格を設定していましたが、予定価格が1,000万円未滿のものについては最低制限価格を設定しないこととします。

2. 低入札価格調査制度の運用について

(1) 調査基準価格の算出方法

以下のとおり、調査基準価格の算出方法中、一般管理費の額に乗じる率を改正します。

【現行】 100分の55 → 【改正】 100分の68

(2) 失格判定基準

以下のとおり、低入札調査基準価格を下回る入札により提出のあった調査報告書に関して、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認める失格判定基準を定めます。なお、この基準に該当することが明らかな場合、事情聴取等が行われない場合があります。

項目	内容
1 設計仕様等に適合しない場合	ア 市が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 イ 材料・製品について、市が示した設計仕様に適合した品質・

	規格を満足していない場合
2 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	<p>ア 積算内訳書の各項目の金額と入札時に提出された入札金額内訳書の各項目の金額が異なる場合</p> <p>イ 算出根拠が明確でない場合</p> <p>ウ 金額が一括計上されている場合</p> <p>エ 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合</p> <p>オ 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合</p> <p>カ 資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合</p> <p>キ 監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合</p> <p>ク 下請け予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合</p>
3 建設副産物の処理が適正でない場合	<p>ア 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合</p> <p>イ 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合</p>
4 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	<p>ア 監理技術者等が重複専任になる場合</p> <p>イ その他法令違反が認められる場合</p>
5 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	<p>ア 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合（ただし、不起訴となった場合は除く。）</p> <p>イ 入札日から過去1年以内において、千葉県建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合（ただし、和解的仲裁判断は除く。）</p> <p>ウ その他、適正な工事の履行がなされないと認められる場合</p>

(3) 低入札調査報告書の提出期限の変更

低入札調査報告書については、落札決定後、通知を受けた翌日から起算して平日2日以内の提出を期限としているところですが、これを平日5日以内に変更します。

(4) 調査基準価格を下回る価格で入札をした者と契約を締結した場合の契約保証金額

契約保証金については、通常、請負代金額の10分の1以上としているところですが、低入札調査基準価格を下回る価格で入札をした者と契約を締結した場合は、確実な履行の担保として、契約保証金額を請負代金額の10分の3以上とします。

(5) 虚偽説明等への対応

低入札価格調査を経て落札者と決定された者が、落札決定後、虚偽の低入札価格調査報告書等の提出又は虚偽の説明を行ったことが明らかとなったときは、「印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱」により指名停止の措置を講じるものとします。

3. 落札決定から契約締結までの日数の運用について

現在は、落札決定の日から7日以内としている契約締結までの日数について、7日以内（印西市の休日を定める条例（平成元年9月20日条例第19号）第1条第1項の規定による市の休日は除く）に改正します。また、市の承諾を得て、この期間を延長することができる規定をただし書きで追加します。